

問Ⅰ－１－③（特例民法法人と民法 34 条法人との違い）

現行の民法 34 条法人は、特例民法法人になると、どのような扱いになるのでしょうか。

答

- 1 特例民法法人は基本的には現行の公益法人と変わりません。具体的には、
  - (1) 直ちに定款の内容、法人の機関、登記等を変更する必要はありません(注)。
  - (2) 名称はこれまでどおり(「社団法人～」、「財団法人～」)でかまいません。
  - (3) 新制度の法人に移行するまでの間は、これまでの所管官庁(旧主務官庁)が監督します。
  - (4) 決算公告の義務はなく、旧主務官庁の指導監督によるディスクロージャーを継続します。
  - (5) 特例財団法人は、純資産の総額が 300 万円未満でも存続できます。
- 2 1 のとおり、新法の施行(平成 20 年 12 月 1 日)により、直ちに対応しなければならない事項はありませんが、新制度の法人に移行するまでに一般社団法人・財団法人法や公益法人認定法に適合するように所要の準備を進めていく必要があります。
- 3 なお、特例民法法人は、新制度の法人に移行する前に、次のとおり一般社団法人・財団法人法の機関を置くことができます。
  - (1) 特例社団法人：理事会、会計監査人
  - (2) 特例財団法人：評議員、評議員会、理事会、会計監査人
- 4 このほか、新制度の法人に移行する前に、特例社団法人は、新制度の基金(一般社団法人・財団法人法第 131 条の基金)を募集することができます。また、特例民法法人は、特例民法法人とのみ合併することができます。

(注)

- 1 なお、旧民法において登記すべき事項とされていたもののうち、①資産の総額(旧民法第 46 条第 1 項第 6 号)、②出資の方法を定めたときは、その方法(旧民法第 46 条第 1 項第 7 号)については、特例民法法人が登記すべき事項とはされていません(一般社団法人・財団法人法第 301 条第 2 項、第 302 条第 2 項)ので、新法の施行日(平成 20 年 12 月 1 日)以降に、特例民法法人が資産の総額に変更を生じ、又は出資の方法を変更したとしても、当該変更の登記を申請することを要しません(新法施行の際現にされていた登記は、登記官の職権により抹消されています)。

2 また、旧民法では、従たる事務所の所在地においても、主たる事務所の所在地と同一の事項を登記すべきものとされていましたが（旧民法第46条第1項、第2項）が、特例民法法人は、従たる事務所の所在地において、①名称、②主たる事務所の所在地、③従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）のみを登記することとされています（一般社団・財団法人法第312条第2項）。したがって、新法の施行後は、①から③まで以外の登記すべき事項については、特例民法法人がその主たる事務所の所在地において変更の登記をしても、従たる事務所の所在地においては変更の登記をすることを要しません（新法施行の際現にされていた登記は、登記官の職権により抹消されています）

